

兵庫県公報

平成29年3月23日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民生活課）	5
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	6
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	29
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	37
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	38
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	39
○ 附属機関設置条例及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（医療保険課）	40
○ 兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（児童課）	40
○ 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（建築指導課）	41
○ 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）	45
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課）	45
○ 兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業庁総務課）	45
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	45

公布された法令のあらまし

●県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

特定非営利活動促進法の一部改正により、仮認定特定非営利活動法人の名称が特例認定特定非営利活動法人に変更されること、並びに認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の知事への事前提出が不要となることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 7 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例
- 8 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例
- 9 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例
- 10 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例
- 11 兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例
- 12 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 13 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例
- 14 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例
- 15 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例
- 16 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例
- 17 兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例
- 18 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例
- 19 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例
- 20 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例

- 21 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例
- 22 兵庫県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例
- 23 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例
- 24 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例
- 25 兵庫県立森林高等学校の設置及び管理に関する条例
- 26 兵庫県立都市公園条例
- 27 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例
- 28 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 29 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例
- 30 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例
- 31 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例
- 32 兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例
- 33 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例
- 34 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例
- 35 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例

●**兵庫県税条例の一部を改正する条例**（条例第8号）

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税等に係る規定について所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例**（条例第9号）

- 1 知事の事務部局の職員、警察官以外の警察職員及び企業庁の職員の定数を削減し、教育委員会の事務部局の職員、警察官及び病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

●**職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第10号）

- 1 行財政構造改革推進方策に基づき、職員の給与等に係る抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向及び職員の勤務状況等を踏まえて縮小を図ることとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。
- 2 行財政構造改革推進方策に基づき、内国旅行の旅費について、実費弁償の観点から旅行諸費の定額支給を廃止することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●**特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**（条例第11号）

行財政構造改革推進方策に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職に属する職員の状況及び国の経済・財政再生計画の動向を踏まえて縮小を図ることとし、所要の整備を行うこととした。

●**附属機関設置条例及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第12号）

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、地方自治法の規定に基づき、知事の附属機関として国民健康保険運営協議会を設置することとし、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第13号）

児童福祉法の一部改正により、情緒障害児短期治療施設の名称、目的及びその対象とする児童が見直されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例**（条例第14号）

太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るため、太陽光発電施設等の設置に係る事業計画の届出制度を創設する等、その設置及び管理に関して次のとおり必要な事項を定めることとした。

1 目的

太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等（太陽光発電施設等の設置及び管理をいう。以下同じ。）に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的とする。

2 定義

- (i) 太陽光発電施設等とは、太陽光を電気に変換する施設（建築基準法に規定する建築物に設置されるものを除く。）その他これに類する施設で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるものをいうものとする。

(2) 事業区域とは、太陽光発電施設等の用に供する土地の区域をいうものとする。

3 県の責務

県は、6(1)の施設基準が遵守され、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう市町の意見も踏まえた総合的な調整を行うものとする。

4 市町の責務

市町は、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう地域において必要な調整を行うものとする。

5 設置者及び管理者の責務

(1) 設置者（太陽光発電施設等を設置する者をいう。以下同じ。）及び管理者（太陽光発電施設等を管理する者をいう。以下同じ。）は、関係法令等を遵守するとともに、県及び市町が行う太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な調整に協力しなければならないものとする。

(2) 設置者は、太陽光発電施設等を設置するに当たり、太陽光発電施設等が地域環境に及ぼす影響を考慮し、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならないものとする。

(3) 管理者は、地域環境との調和に支障を生じさせないよう太陽光発電施設等の適切な管理に努めなければならないものとする。

6 施設基準

(1) 知事は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を定めるものとする。

(2) 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 太陽光発電施設等と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項

イ 太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項

ウ 太陽光発電施設等の安全性の確保に関する事項

エ 太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に関する事項

オ アからエに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(3) 知事は、施設基準を定めたときは、当該施設基準を告示しなければならないものとする。

7 事業計画の届出

(1) 設置者（15(1)の国等を除く。以下同じ。）は、太陽光発電施設等（事業区域の面積が5,000平方メートル以上の太陽光発電施設等に限る。12、15(2)、16及び17を除き、以下同じ。）の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「設置工事」という。）をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、8(1)の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならないものとする。

(2) 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 設置者及び管理者（15(1)の国等を除く。以下同じ。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

イ 設置工事の着手予定日及び完了予定日

ウ 事業区域の所在地及び面積

エ 設置工事の設計

オ 太陽光発電施設等の管理の方法（太陽光発電施設等の廃止後において行う措置を含む。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) (1)の届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置工事の着手予定日等の変更」という。）をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならないものとする。

ア (2)イからエまでに掲げる事項

イ (2)カに掲げる事項のうち規則で定める事項

(4) (1)の届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置者の氏名等の変更」という。）をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならないものとする。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならないものとする。

ア (2)ア又はオに掲げる事項

イ (2)カに掲げる事項のうち規則で定める事項

8 近隣関係者への説明

(1) 設置者は、7(1)、(3)又は(4)の届出をする前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者(以下「近隣関係者」という。)に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならないものとする。

(2) (1)の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならないものとする。

9 工事完了の届出

7(1)、(3)又は(4)の届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

10 増設等工事の届出等

(1) 7から9までは、設置工事の完了後において設置者又は管理者が太陽光発電施設等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事(これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。)(以下「増設等工事」という。)をしようとする場合について準用するものとする。

(2) 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならないものとする。

11 廃止の届出

設置者又は管理者は、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

12 報告の徴収

知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができるものとする。

13 指導又は助言

(1) 知事は、7(1)、(3)若しくは(4)若しくは9(10(1)においてこれらを準用する場合を含む。)、10(2)又は11の届出があった場合において、当該届出の内容が施設基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

(2) 知事は、12の報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該報告をした設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

(3) 知事は、(1)及び(2)の指導又は助言をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

14 勧告及び公表

(1) 知事は、設置者又は管理者がアからウまでのいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができるものとする。

ア 9(10(1)において準用する場合を含む。)又は11の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

イ 12の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 正当な理由なく13(1)又は(2)の指導に従わないとき。

(2) 知事は、(1)の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

15 国等の特例

(1) 国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)は、太陽光発電施設等の設置等をしようとするときは、7及び9から11までの例により、必要な事項を知事に通知するものとする。

(2) 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができるものとする。

(3) 知事は、(1)の通知又は(2)の報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができるものとする。

16 届出等をすべき太陽光発電施設等の事業区域の特例

知事は、地域の特性を踏まえ、太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域

について、関係市町長の意見を聴いて、7から11まで、13から15（(2)を除く。）まで、19及び20が適用される事業区域の面積の下限を1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の範囲内において別に規則で定めることができるものとする。

17 条例の適用除外

太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、これにより良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこの条例の適用については、規則で定めるものとする。

18 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

19 罰則

7(1)、(3)若しくは(4)(10(1)においてこれらを準用する場合を含む。)若しくは10(2)の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の罰金に処するものとする。

20 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して19の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、19の罰金刑を科するものとする。

●教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、政令指定都市の学校の教職員は県費負担教職員から除かれるものとされることに伴い、県教育委員会の権限に属する事務のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定による勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間の設定等の事務を処理することとする市町から神戸市を除くこととした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を減員することとした。
- 2 市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、政令指定都市の学校の教職員が県費負担教職員から除かれるものとされることに伴い、神戸市が設置する義務教育諸学校の教職員の数に相当する定数を減員することとした。
- 3 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部改正により、兵庫県が設立した兵庫県立大学附属高等学校及び兵庫県立大学附属中学校を公立大学法人兵庫県立大学に移管することに伴い、これらの学校の教職員の数に相当する定数を減員することとした。
- 4 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。

●兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

最終2カ年行財政構造改革推進方策の趣旨に鑑み、人口の減少及び少子高齢化が進展する中、地域創生を推進する観点から、地域が活力を維持できるよう事業展開を進めることを踏まえ、他の事業と区分経理する新たな事業を設置することとし、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 全県におけるがん治療の高度専門医療の充実を図り、高度な陽子線治療を提供するため、兵庫県立粒子線医療センターの附属診療所として、神戸陽子線センターを設置することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 認知症疾患医療センターの指定、老年精神科の設置等の幅広い年齢層の患者に対し精神科医療を提供する体制が整備されることを踏まえ、兵庫県立光風病院の名称を変更することとした。
- 3 医師の確保により安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったこと等に伴い、兵庫県立尼崎総合医療センター等の診療科目について所要の整備を行うこととした。

条 例

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第6号

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例

県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第36条第 1 号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第41条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条第 1 項中「書類の提出は、法第 54条第 3 項の書類は」を「法第54条第 3 項の書類の提出は、」に改め、「同条第 4 項の書類は海外への送金又は金銭の持出しの前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)」を削り、同条第 3 項を削る。

第43条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第44条（見出しを含む。）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第47条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1 日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 7 号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の26の部(4)の款中「、複写機組立て」及び「、木型製作」を削る。

別表第 4 の21の部備考中 7 を 9 とし、 6 の次に次のように加える。

7 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第 1 項の規定が適用される建築物の部分（以下この部において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。

区分	金額
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	134,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	211,000円
非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	296,000円

8 中間検査をした建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する完了の通知に係る計画に非住宅部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、備考 7 の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。

別表第 4 の25の部(2)の款中「第32条の 4 第 1 項第 5 号ロ」を「第32条の 4 第 1 項第 6 号ロ」に改め、同表

47の部(3)の款中「第6条第1項第5号ロ」を「第6条第1項第6号ロ」に改め、同部(5)の款中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同表66の部(2)の款を次のように改める。

(2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この部において「新築等計画」という。）の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この部において同じ。）に係る新築等計画である場合	知事が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類（以下この部において「適合証」という。）が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円
			住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この部において「性能評価書」という。）が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円
			その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円
		建築物（一戸建ての住宅であるものを除く。以下この部において同じ。）の住戸の部分に係る新築等計画である場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メート	67,000円

				ル以上5,000平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円
			性能評価書 が添付され ている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円

			床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	240,000円		
			床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	375,000円		
		その他の場 合	床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	77,000円		
			床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000平方メ ートル未満のもの	130,000円		
			床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のも の	228,000円		
			床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のも の	318,000円		
			床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	617,000円		
			床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	1,065,000円		
			床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,958,000円		
			建築物全体に 係る新築等計 画である場合 (住宅の用に 供する部分 (以下この部	適合証が添 付されてい る場合	床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000平方メ	28,000円	

		において「住宅部分」という。)に限る。)	一ト未満のもの		
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円	
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	617,000円

			メートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
	建築物全体に係る新築等計画である場合 (住宅部分以外の部分に限る。)	適合証が付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	243,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000円
		建築物全体のエネルギーの使用の効率性その	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円

他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として知事が別に定めるものにより算出する場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	347,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	492,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	656,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		397,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		575,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		703,000円

			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	839,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	953,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,209,000円

別表第4の66の部(3)の款金額の欄中「住戸等」を「住戸」に改め、「床面積」の右に「(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。以下(4)の款において同じ。)」を加え、同款の次に次のように加える。

(4) 低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査	新築等計画に係る住戸又は建築物の変更した部分の床面積に応じ、(2)の款に定める金額に相当する額
------------------------------	---	---

別表第4の66の部備考2を削り、同部備考3中「住戸等」を「建築物の住戸の部分」に、「建築物に係る」を「建築物全体に係る」に、「又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」を「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料」に改め、同部備考中3を2とし、4を3とし、同表67の部(3)の款中「省令第1条第1項第1号ロに規定する基準」を「モデル建物基準」に改め、同款を同部(7)の款とし、同部(2)の款中「住宅建築物又は住宅建築物以外の建築物」を「建築物」に、「(1)の款」を「(4)の款」に改め、同款を同部(5)の款とし、同款の次に次のように加える。

(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査	性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、(4)の款に定める金額に相当する額
-----------------------------------	---	--

別表第4の67の部(1)の款中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この部において「法」という。)」を「法」に、「人の居住の用に供する建築物の部分(以下この部において「住宅部分」という。)」を「住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。)」に、「住宅部分以外の建築物の部分(以下この部において「非住宅部分」という。)」を「非住宅部分」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。)」第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同款を同部(4)の款とし、同部名称の款の次に次のように加える。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この部において「法」という。)	第12条第1項又	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	339,000円

適合性判定申請手数料	は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この部において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この部において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	以下この部において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この部において「モデル建物基準」という。）による場合	平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
		その他の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査		確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分という。以下この部において同じ。）の変更しようとする部分（以下この款において「変更部分」という。）の床面積（エネルギー消費性能を算出する方法（以下この部において「算出方法」という。）の変更を伴う場合にあっては、変更後の算	238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円）

		出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この款、(3)の款、(5)の款及び(6)の款において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この部において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額

(兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表団体で利用する場合の款第1研修室の項基準額の欄及び第2研修室の項基準額の欄を次のように改める。

400	500	500	900	1,000	1,400
600	800	800	1,400	1,600	2,200

(兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例(昭和43年兵庫県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表事務室の款中「820円」を「800円」に改める。

(兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款会議室の項Aの目基準額の欄から研修室の項基準額の欄までを次のように改める。

700	900	900	1,600	1,800	2,500
400	400	500	800	900	1,300
700	900	900	1,600	1,800	2,500

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款視聴覚教室の項基準額の欄から陶芸教室の項基準額の欄までを次のように改める。

700	900	900	1,600	1,800	2,500
600	900	900	1,500	1,800	2,400
500	700	700	1,200	1,400	1,900

別表淡路文化会館の部団体で利用する場合の款会議室の項中「930」を「900」に、「2,130」を「2,100」に、「3,330」を「3,300」に改め、同款視聴覚教室の項基準額の欄及び調理教室の項基準額の欄を次のように改める。

700	900	900	1,600	1,800	2,500
600	900	900	1,500	1,800	2,400

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考の欄中

「
 (2) 準備のために利用するとき。 10分の3
 」

を

「
 (2) 準備のために利用するとき。 10分の3
 4 3により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
 」

に改める。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表本館・学習交流棟の款第2研修室の項基準額の欄及び第3研修室の項基準額の欄を次のように改める。

900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
600	800	800	1,400	1,600	2,200

別表本館・学習交流棟の款第5研修室の項基準額の欄から手芸室の項基準額の欄までを次のように改める。

800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
500	650	650	1,150	1,300	1,800

900	1,300	1,300	2,200	2,600	3,500
900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
600	700	700	1,300	1,400	2,000
500	600	600	1,100	1,200	1,700

別表本館・学習交流棟の款展示コーナーの項基準額の欄から青少年宿泊研修棟（1棟につき）の款基準額の欄までを次のように改める。

800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
300	500	500	800	1,000	1,300
300	500	500	800	1,000	1,300
300	500	500	800	1,000	1,300

別表体育館の款小体育館の項中「820」を「800」に、「1,920」を「1,900」に、「3,020」を「3,000」に改め、同表青少年宿泊研修棟の款基準額の欄及びスポーツ広場の款基準額の欄中「460円」を「450円」に改め、同表テニスコートの款基準額の欄中「410円」を「400円」に改め、同表備考の欄中「210円」を「200円」に、

「
3 1により算出した基準額の額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
」

を

「
3 4の場合を除き、1により算出した基準額の額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
4 1により算出した基準額の額が50円未満の場合で、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
」

に改める。

（兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表1の部宿泊をする場合の款テントを利用する場合の項共同利用の目中「410円」を「400円」に改め、同部宿泊をしない場合の款中「210円」を「200円」に改める。

（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第8条関係）

区分		基準額 (1人1回につき)		備考
		個人	団体	
観覧施設	一般	円 600	円 450	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
	大学生	450	350	
	高校生以下	無料		

別表第2事務室の項中「4,070円」を「4,050円」に改める。

(兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例(平成17年兵庫県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

区分	観覧料(1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,100	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	1,500	1,200	
高校生以下	無料		

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例(平成20年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸生活創造センターの部練習室の款Aの項中「930」を「900」に、「2,230」を「2,200」に、「3,530」を「3,500」に改め、同表兵庫県立東播磨生活創造センターの部会議室の款中「820」を「800」に、「1,820」を「1,800」に、「2,820」を「2,800」に改め、同部練習室の款Aの項中「930」を「900」に、「2,230」を「2,200」に、「3,530」を「3,500」に改め、同款Bの項中「720」を「700」に、「1,720」を「1,700」に、「2,720」を「2,700」に改め、同表兵庫県立丹波の森公苑の部生活創造センター棟の款会議室の項基準額の欄から和室の項基準額の欄までを次のように改める。

600	900	1,100	1,500	2,000	2,600
400	600	800	1,000	1,400	1,800
600	900	1,100	1,500	2,000	2,600
400	400	500	800	900	1,300

別表兵庫県立丹波の森公苑の部ホール棟の款楽屋の項基準額の欄及びアトリエ(1棟につき)の款宿泊をしない場合の項基準額の欄を次のように改める。

600	700	800	1,300	1,500	2,100
-----	-----	-----	-------	-------	-------

200	300	400	500	700	900
600	800	1,000	1,400	1,800	2,400

別表兵庫県立丹波の森公苑の部多目的グラウンドの款基準額の欄中「720円」を「700円」に改め、同部テニスコートの款基準額の欄中「570円」を「550円」に、「520円」を「500円」に改め、同表備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表無響室の項中「510」を「500」に改める。

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款プール（1コースにつき）の項使用料の欄中「830」を「800」に改め、同部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表2の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款体育室の項使用料の欄中「210円」を「200円」に、「410円」を「400円」に改め、同款プールの項使用料の欄中「310円」を「300円」に、「620円」を「600円」に改め、同款トレーニング室の項使用料の欄中「210円」を「200円」に、「410円」を「400円」に改め、同部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1の部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表2の部体育室の款使用料の欄中「210円」を「200円」に、「410円」を「400円」に改め、同部トレーニング室の款使用料の欄中「310円」を「300円」に改め、同部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例（昭和37年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表共同利用の款中「460円」を「450円」に改める。

(兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の一部改正)

第15条 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例（昭和48年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(授業料等の徴収等)

第4条 県は、普通課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通課程をいう。以下同じ。）の職業訓練を受ける者から授業料を、普通課程に係る能力開発校の入校の許可を受けた者から入校料を、普通課程に係る能力開発校の入校資格の審査を受けようとする者から入校審査料を徴収する。

2 前項の授業料、入校料及び入校審査料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 年額118,800円（中途に退校した者に係る授業料の額にあつては、授業料の年額の12分の1に相当する額にその者の在籍した月数を乗じて得た額）
- (2) 入校料 5,650円
- (3) 入校審査料 2,200円

第5条（見出しを含む。）中「授業料」を「授業料等」に改める。

（兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表事務室の款中「820円」を「800円」に改める。

（兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「199,000円」を「118,800円」に改める。

（兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例（昭和63年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「410円」を「400円」に改める。

別表1の部イベント広場の款基準額の欄中「260円」を「250円」に改め、同部備考の欄中

「
4 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。

を

「
4 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
5 1により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

に改める。

（兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1の部多目的室の款基準額の欄及び選手控室の款基準額の欄中「260円」を「250円」に改め、同部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表2の部中「310円」を「300円」に改める。

（兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第20条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1淡路夢舞台国際会議場の款控室の項中「930円」を「900円」に、「820円」を「800円」に改め、同款茶室の項中「820円」を「800円」に改め、同表淡路夢舞台公苑の款野外劇場の項基準額の欄中「410円」を「400円」に改め、同項備考の欄中

「
(2) 準備のために利用するとき。 10分の3

を

「

(2) 準備のために利用するとき。 10分の3
 3 2により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

に改め、同款温室の項を次のように改める。

温 室	一般	個人	1人1回につき 500円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
		団体	1人1回につき 400円	
	高校生以下		無料	

別表第2を次のとおり改める。

別表第2（第8条関係）

区分		基準額		備考	
淡 路 夢 舞 台 公 苑	温 室	一般	個人	1人1回につき 1,500円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
			団体	1人1回につき 1,200円	
	高校生以下		無料		

(兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1本館の款中「410」を「400」に、「610」を「600」に改め、同表フラワーホールの款中「920」を「900」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	500円	400円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
高校生以下	無料		

別表第3（第10条関係）

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	

一般	1,000円	800円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
高校生以下		無料	

(兵庫県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 兵庫県立農業大学の設置及び管理に関する条例（昭和58年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「知事」を「大学の長（以下「大学校長」という。）」に改め、同条第2項中「又は第3条第3号の規定により別表に掲げる施設を利用しようとする者」を削り、「知事」を「大学校長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 別表に掲げる大学の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第6条第1項中「及び」を「を、前条第2項の許可を受けた者から」に改める。

第7条中「第3条第3号の規定により施設を利用しようとする」を「第5条第3項の許可を受けた」に改める。

第10条中「知事」の右に「又は大学校長」を、「、第5条第2項」の右に「又は第3項」を加え、同条第1号中「第5条第2項」の右に「又は第3項」を加え、同条第2号中「第5条第2項」の右に「若しくは第3項」を加える。

(兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部備考の欄中

「

(2) 準備のために利用するとき。 10分の3

」

を

「

(2) 準備のために利用するとき。 10分の3
6 5により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

」

に改め、同表2の部備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)基準額の項中「5,040」を「5,000」に、「5,760」を「5,750」に、「8,840」を「8,800」に、「10,800」を「10,750」に、「14,600」を「14,550」に、

「

2 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

」

を

「

- 2 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 3 1により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

」

に改め、同部(2)基準額の項中「610」を「600」に、「820」を「800」に、「1,430」を「1,400」に改め、同表2の部備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例(平成28年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「知事」を「大学校の長(以下「大学校長」という。)」に改め、同条第2項中「又は第3条第2号若しくは第3号の研修を受講しようとする者」を削り、「知事」を「大学校長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第3条第2号又は第3号の研修を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第6条第1項中「(大学校の入学に係るものに限る。)」を削る。

第9条中「知事」の右に「又は大学校長」を、「第5条第2項」の右に「又は第3項」を加える。

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第26条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部運動施設の款第2野球場の項中「930円」を「900円」に改め、同款テニスコートの項中「670円」を「650円」に、「310円」を「300円」に改め、同款陸上競技場の項中「210円」を「200円」に改め、同款陸上競技場補助競技場の項中「930円」を「900円」に改め、同部駐車場の款中「510円」を「500円」に改め、同部会議室Aの款中「410円」を「400円」に、「720円」を「700円」に、「930円」を「900円」に改め、同部会議室Bの款中「720円」を「700円」に改め、同表2の部駐車場の款中「210円」を「200円」に改め、同部海上展望施設の款中「310円」を「300円」に、「250円」を「200円」に、「就学前の者、児童等及び障害者が利用する場合は無料とし、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒(以下「高校生」という。)が利用する場合は150円(20人以上の団体で利用する場合は、120円)」を「高校生以下の者(就学前の者、児童等並びに高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。以下同じ。)及び障害者が利用する場合は、無料」に改め、同部和風住宅の款及び西洋館の款中「80円」を「50円」に、「就学前の者、児童等及び障害者が利用する場合は無料とし、高校生が利用する場合は50円(20人以上の団体で利用する場合は、40円)」を「高校生以下の者及び障害者が利用する場合は、無料」に改め、同表3の部野外ステージの款中「670円」を「650円」に改め、同表4の部運動施設の款球技場の項中「620円」を「600円」に改め、同款テニスコートの項中「980円」を「950円」に、「410円」を「400円」に改め、同部ウォーターランドの款中「210円」を「200円」に、「160円」を「150円」に改め、同部備考3中「210円」を「200円」に改め、同表6の部運動施設の款中「510円」を「500円」に、「210円」を「200円」に改め、同部駐車場の款中「510円」を「500円」に改め、同表7の部会議室Aの款中「820円」を「800円」に改め、同表8の部会議室Aの款中「410円」を「400円」に、「720円」を「700円」に、「930円」を「900円」に改め、同部会議室Bの款中「720円」を「700円」に改め、同部備考に次のように加える。

5 4により算出した基準額の額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

別表第3の9の部運動施設の款多目的グラウンドの項及び第2多目的グラウンドの項中「510円」を「500円」に改め、同表10の部運動施設の款第2陸上競技場の項中「210円」を「200円」に改め、同部グラウンドゴルフ場の款中「180円」を「150円」に改め、同表11の部屋内プールの款中「820円」を「800円」に改める。

(兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和43年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の款基準額の欄中「210円」を「200円」に改め、同表宿泊室の款基準額の欄中「570円」を「550円」に改め、同表集会室の款基準額の欄中「310円」を「300円」に改め、同表キャンプ場の款基準額の欄中「60円」を「50円」に、「80円」を「50円」に改め、同表スキー用具の款基準額の欄中「410円」を「400円」に、「570円」を「550円」に、「210円」を「200円」に改め、同表備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 500	円 400	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 常時展示している美術品と特別に展示している美術品とを併せて観覧する場合は、左欄に掲げる個人で観覧するときのそれぞれの額の5分の3の額とする。 5 4により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
大学生	400	300	
高校生以下	無料		

別表第2（第5条関係）

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	1,500	1,200	
高校生以下	無料		

別表第3備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

別表第4備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表収蔵庫の款中「125円」を「100円」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第13条関係）

区分	基準額 (1人につき)		備考	
	個人	団体		
美術品の観覧に係る料金	一般	円 1,000	円 800	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
	大学生	800	600	
	高校生以下	無料		

(兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 200	円 150	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	150	100	
高校生以下	無料		

別表第2(第5条関係)

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	1,500	1,200	
高校生以下	無料		

(兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第30条 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例(昭和62年兵庫県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部プールの款基準額の欄中「260円」を「250円」に改め、同部スケート場の款基準額の欄中「510円」を「500円」に改め、同部備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条、第8条関係)

区分		基準額 (1人につき)		備考
		個人	団体	
美術展示室	大学生以上	350円の範囲内で規則で定める額	300円の範囲内で規則で定める額	1 「大学生以上」とは、一般並びに大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
	高校生以下	無料		

(兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

区分	観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 200	円 150	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	150	100	
高校生以下	無料		

別表第2(第5条関係)

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	1,500	1,200	
高校生以下	無料		

(兵庫県立奥猪名健康の郷さとの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 兵庫県立奥猪名健康の郷さとの設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表1の部集会室の款Aの項基準額の欄中「930」を「900」に改め、同款Bの項基準額の欄を次のように改める。

200	300	300	500	600	800
-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表 1 の部宿泊室の款基準額の欄中「310円」を「300円」に改め、同部テニスコートの款基準額の欄中「820円」を「800円」に、「570円」を「550円」に改め、同部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表 2 の部体育館の款中「210円」を「200円」に改め、同部宿泊室の款中「820円」を「800円」に、「210円」を「200円」に改める。

(兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「510円」を「500円」に改める。

別表生活棟の款使用料の欄中「980円」を「950円」に改め、同表キャンプ場の款宿泊をする場合の項使用料の欄中「210円」を「200円」に改め、同表備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（平成19年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 5 条関係）

区分		観覧料 (1人につき)		備考
		個人	団体	
本館	一般	円 200	円 150	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。
	大学生	150	100	
	高校生以下	無料		
分館	大学生以上	100円		3 「大学生以上」とは、一般及び大学生をいう。 4 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
	高校生以下	無料		

別表第 2 （第 5 条関係）

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備考
	個人	団体	
一般	円 2,000	円 1,600	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	1,500	1,200	
高校生以下	無料		

(兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第35条 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同部(2)体育室の款基準額の欄から格技室の款基準額の欄までの規定中「310円」を「300円」に改め、同部(2)プールの款基準額の欄中「510円」を「500円」に改め、同部(2)トレーニング室の款基準額の欄中「670円」を「650円」に改め、同部(2)備考の欄中「980円」を「950円」に、「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表2の部テニスコートの款基準額の欄中「670円」を「650円」に、「310円」を「300円」に改め、同部備考の欄中

「

4 回数券によってテニスコートを共同で利用する場合の回数券1冊(11枚つづり)の額は、左欄に掲げる額の10倍に相当する額とする。

」

を

「

4 回数券によってテニスコートを共同で利用する場合の回数券1冊(11枚つづり)の額は、左欄に掲げる額の10倍に相当する額とする。

5 3により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

」

に改め、同表3の部(1)和室会議室の款Bの項基準額の欄及び視聴覚室の款基準額の欄中「820」を「800」に改め、同部(1)研修室の款基準額の欄中「510」を「500」に、「720」を「700」に改め、同部(1)栄養指導実習室の款基準額の欄中「310」を「300」に、「510」を「500」に、「620」を「600」に、「820」を「800」に改め、同部(1)備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同部(2)トレーニング室の款基準額の欄中「670円」を「650円」に改め、同部(2)中体育室の款基準額の欄からランニングデッキの款基準額の欄までの規定中「460円」を「450円」に改め、同部(2)備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表4の部会議室の款中「310」を「300」に、「620」を「600」に改め、同部和室会議室の款中「410」を「400」に、「620」を「600」に改め、同部カヌーの款中「510円」を「500円」に改め、同部艇庫の款中「720円」を「700円」に改め、同部陸置場の款中「930円」を「900円」に、「620円」を「600円」に改め、同表5の部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表6の部(1)和室の款基準額の欄中「930」を「900」に改め、同部(1)備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同部(2)第2道場の款基準額の欄中「310円」を「300円」に改め、同部(2)トレーニング室の款基準額の欄中「460円」を「450円」に改め、同部(2)備考の欄中「、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 兵庫県立職業能力開発校及び兵庫県立但馬技術大学校にこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から在校し、又は施行日から平成30年3月31日までの間に入校する者の授業料の額は、第15条の規定に

よる改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の規定及び第17条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術高等学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 8 号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第 1 条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項中「100分の 4」の右に「(所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第 1 項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、100分の 2)」を加える。

第18条の 2 第 1 号中「100分の 2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の 1)」を加え、同号ア中「においては」を「には」に改め、同条第 2 号中「100分の 2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の 1)」を加え、同号ア中「においては」を「には」に改める。

第18条の 3 第 1 項中「100分の 4」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の 2)」を加え、「にあっては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同項第 2 号中「法第37条の 2 第 1 項第 2 号の政令で定める」を「政令第 7 条の17各号に掲げる」に改め、同項第 3 号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第 2 項中「5分の 2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の 1)」を加える。

第19条の 2 中「第32条第13項の申告書」を「第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第15項の申告書」を「同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第33条第 1 項第 2 号、第33条の 2 第 1 項第 2 号、第34条第 1 項及び第 2 項並びに第44条の 2 第 2 項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第48条の 2 に次の 1 項を加える。

6 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第 2 項の規定により次に掲げる事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除するものとする。

- (1) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (3) 児童福祉法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が 5 人以下であるものに限る。)

第115条第 1 項第 4 号中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第147条第 2 項中「又は第349条の 3」を「、第349条の 3 又は第349条の 3 の 4」に、「によって」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第 9 条の 4 の 2 第 1 項中「5分の 2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の 1)」を、「100分の 2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の 1)」を、「39,000円」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、19,500円)」を加え、同条第 2 項第 2 号中「によって」を「により」に改め、同条第 4 項中「ときは、」を「場合における」に改め、「100分の2.8」との右に「、「100分の 1」とあるのは「100分の1.4」とを、「54,600円」との右に「、「19,500円」とあるのは「27,300円」とを加える。

附則第 9 条の 5 中「5分の 2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の 1)」を加える。

附則第 9 条の 7 第 1 項中「平成30年度」を「平成33年度」に、「においては」を「において」に改め、同条第 2 項第 1 号中「100分の0.6」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.3)」を加える。

附則第10条を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の指定都市に対する交付)

第10条 当分の間、県に払い込まれた指定都市に係る第25条の2の規定により課する所得割に係る徴収金の額については、その額の2分の1に相当する額を、法附則第7条の4に規定する政令で定めるところにより、当該指定都市に対し、交付する。

附則第10条の2の2第2項中「記載した施行規則で」を「記載した施行規則附則第2条の6第1項に」に、「として施行規則で」を「として同条第2項に」に、「同項」を「前項」に改め、「控除する金額」の右に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第5項中「記載した施行規則で」を「記載した施行規則附則第2条の6第1項に」に、「として施行規則で」を「として同条第2項に」に、「同項」を「第3項」に改め、「控除する金額」の右に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「同条第5項後段」を「法附則第8条の2の2第5項後段」に改め、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第11条の2第1項中「第72条の48第2項に規定する事業税額の課税標準の」を「第72条の48第3項に規定する」に改め、同条第2項中「記載した施行規則で」を「記載した施行規則附則第3条第1項に」に、「として施行規則で」を「として同条第2項に」に、「同項」を「前項」に改め、「控除する金額」の右に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「同条第2項後段」を「法附則第9条の2の2第2項後段」に改め、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第15条の2本文中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条ただし書中「にあっては」を「には」に改める。

附則第15条の4中「附則第7条第17項で」を「附則第7条第16項に」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「附則第7条第18項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第17条及び第17条の2第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第21条の2第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第2項中「附則第12条の2の2第2項各号」を「附則第12条の2第2項各号」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第21条の2の2第5項中「附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車」を「附則第12条の2の2第8項各号に掲げる自動車」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に、「第11項」を「第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「附則第12条の2の3第4項各号」を「附則第12条の2の2第7項各号」に、「前2項」を「第2項から前項まで」に、「第11項」を「第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の60」を「100分の75」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「附則第12条の2の3第3項各号」を「附則第12条の2の2第5項各号」に、「前項」を「前3項」に、「第11項」を「第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第12条の2の2第6項各号に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第21条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

附則第21条の2の2第2項中「附則第12条の2の3第2項各号」を「附則第12条の2の2第3項各号」に改め、「取得（」の右に「前項又は」を加え、「第11項」を「第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「第1項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 法附則第12条の2の2第4項各号に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第21条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

附則第21条の2の2第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第21条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項

に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

附則第21条の2の4第1項中「附則第12条の2の5第1項各号」を「附則第12条の2の4第1項各号」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「附則第12条の2の5第2項各号」を「附則第12条の2の4第2項各号」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第3項中「附則第12条の2の5第3項各号」を「附則第12条の2の4第3項各号」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第4項中「附則第12条の2の5第4項各号」を「附則第12条の2の4第4項各号」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第5項中「附則第12条の2の5第5項各号」を「附則第12条の2の4第5項各号」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第6項中「附則第12条の2の5第6項」を「附則第12条の2の4第6項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第7項中「附則第12条の2の5第7項」を「附則第12条の2の4第7項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第8項中「附則第12条の2の5第8項」を「附則第12条の2の4第8項」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第9項中「附則第12条の2の5第9項」を「附則第12条の2の4第9項」に、「平成29年3月31日（同項第4号）」を「平成31年3月31日（同項第3号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同条第10項中「附則第12条の2の5第10項」を「附則第12条の2の4第10項」に改め、「については、」の右に「同項第1号に掲げるトラックにあっては」を加え、「平成28年11月1日から平成29年3月31日」を「平成30年11月1日から平成31年3月31日」に改め、「限り」の右に「、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り」を加え、同条第11項中「附則第12条の2の5第11項」を「附則第12条の2の4第11項」に、「平成29年3月31日（同項第5号）」を「平成31年3月31日（同項第4号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第12条の2の4第12項に規定するバス等で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

附則第21条の4第4項中「同条第5項」を「同条第6項」に、「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに同条第5項各号に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第102条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第22条に次の4項を加える。

7 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第116条第1項の規定にかかわらず、第3項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

8 前項の規定が適用される場合における第116条第2項、第5項及び第6項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第7項」と、「同項」とあるのは「同条第3項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,000円」と、「5,200円」とあるのは「1,300円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「1,200円」と、「6,300円」とあるのは「1,600円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「1,600円」と、「8,000円」とあるのは「2,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第7項及び同条第8項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第7項」と、「同項」とあるのは「同条第3項」と、第117条第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第7項並びに同条第8項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

9 法附則第12条の3第6項に規定する自動車に対して課する自動車税の税率は、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第116条第1項の規定にかかわらず、第5項の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、

1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

10 前項の規定が適用される場合における第116条第2項、第5項及び第6項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第9項」と、「同項」とあるのは「同条第5項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,800円」と、「5,200円」とあるのは「2,600円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「2,300円」と、「6,300円」とあるのは「3,200円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「3,200円」と、「8,000円」とあるのは「4,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第9項及び同条第10項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第9項」と、「同項」とあるのは「同条第5項」と、第117条第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第9項並びに同条第10項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

附則第26条の3第1項中「100分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加え、同条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の右に「(同項各号に掲げる場合を除く。)」を加える。

附則第27条第1項第1号中「100分の4.8」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2.4)」を加え、同項第2号中「附則第16条の4第2項」を「附則第16条の3第2項」に改め、同条第3項第1号中「第2項」を「同条第2項」に改め、同条第4項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第28条第1項中「100分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加え、同条第2項第1号中「第2項」を「同条第2項」に改める。

附則第29条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「100分の1.6」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)」を加え、同項第2号ア中「32万円」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)」を加え、同号イ中「100分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加え、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附則第30条第1項中「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「100分の1.6」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)」を加え、同項第2号ア中「96万円」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円)」を加え、同号イ中「100分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第31条第1項中「100分の3.6」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8)」を加え、同条第2項中「、「100分の2」を「100分の2」と、「100分の1.8」とあるのは「100分の1」に改め、同条第3項第1号中「第2項」を「同条第2項」に改める。

附則第32条第1項及び第32条の2第1項中「100分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加える。

附則第32条の5第5項中「申告書を」を「特定配当等申告書を」に、「当該申告書」を「当該特定配当等申告書」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第32条の6第2項中「第37条の11の3第2項」を「第37条の11の3第2項第1号から第10号まで」に改め、同条第3項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第34条第1項中「100分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加え、同条第2項第1号中「第2項」を「同条第2項」に改める。

附則第34条の2の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第34条の2の2 県民税の納税義務者が支払を受ける外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法」という。)第7条第6項に規定する特定対象事業所得(次項及び第4項において「特定対象事業所得」という。)については、第14条第1項第5号及び第6号、第32条の2、第32条の3、第32条の5から第32条の8まで並びに第32条の9の2から第32条の15の2までの規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2

項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第8条第3項第4号（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）の税率を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の2の2第2項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条の2の2第2項に規定する特例適用利子等の額」と、同項後段及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の2の2第2項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の2の2第2項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の2の2第2項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条の2の2第2項に規定する特例適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第34条の2の2第2項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の2の2第2項の規定による県民税の所得割の額」とする。

4 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第16条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第8条第6項第4号（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）の税率を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

5 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（県民税の納税通知書が送達される時まで提出された外国居住者等所得相互免除法第8条第5項各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、同条第5項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

6 第4項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の2の2第4項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条の2の2第4項に規定する特例適用配当等の額」と、同項後段及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の2の2第4項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の2の2第4項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の2の2第4項の規定による県民税の所得割の額」とする。

の合計額」とする。

- (2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条の2の2第4項に規定する特例適用相当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第34条の2の2第4項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の2の2第4項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第34条の3第1項中「租税条約の実施」を「租税条約等の実施」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「第2条第3号」を「第2条第5号」に、「第32条の11又は附則第9条の3」を「又は第32条の11」に改め、同条第2項中「並びに第32条の2から第35条の15」を「第32条の2、第32条の3、第32条の5から第32条の8まで並びに第32条の9の2から第32条の15の2」に改め、同条第3項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、「規定する条約適用利子等の額」の右に「(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)」を、「5分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1)」を加え、「当該個人」を「当該納税義務者」に改め、「100分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)」を加え、同条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の3第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条の3第3項に規定する条約適用利子等の額」と、同項後段及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の3第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の3第3項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の3第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第34条の3第5項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「条約適用相当等については」を「条約適用相当等(次項において「条約適用相当等」という。)については」に改め、「規定する条約適用相当等の額」の右に「(以下この項において「条約適用相当等の額」という。)」を加え、「(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)」を削り、「5分の2」の右に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1)」を加え、「同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.2)」を「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1」に改め、同条第6項中「法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「条約適用相当等申告書(県民税の納税通知書が送達される時まで提出された租税条約等実施特例法第3条の2の2第7項各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」に、「これらの申告書」を「条約適用相当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第7項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

附則第34条の3第7項第1号を次のように改める。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の3第5項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条の3第5項に規定する条約適用相当等の額」と、同項後段及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条の3第5項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の3第5項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条の3第5項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第34条の3第8項中「法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告

書を含む。)を「同条第6項に規定する条約適用配当等申告書(以下「条約適用配当等申告書」という。)」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に、「附則第34条の3第1項」を「同条第1項」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「国税犯則取締法(明治33年法律第67号)の規定を準用する」を「法第1章第16節の規定による調査及び処分をする」に改める。

第46条第2項中「場合においては」及び「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あった」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分(以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。)」に、「においては、当該専有部分の属する一棟の建物」を「には、当該専有部分の属する家屋」に、「共用部分とされていた」を「同法第2条第4項に規定する共用部分(次項及び第6項において「共用部分」という。))とされた」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「(専有部分)」を「(専有部分)に、「程度等」を「程度その他施行規則で定める事項」に、「がある場合においては」を「がある場合には」に、「次項」を「第6項」に、「によって案分して」を「により^{おと}按分して」に改め、同条第11項中「によって」を「により」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「がされた」を「があった」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項」を「第8項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の」を削り、「においては」を「には」に、「同条第2項の」を「建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によって案分して」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があった場合には、法第73条の2第5項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により^{おと}按分して」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、法第73条の2第5項各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により^{おと}按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

第179条第1項中「対し」を「ついて」に改め、同項第2号及び第4号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附則第6条第1項及び第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第21条の2第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第21条の2の2第2項中「附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車」を「附則第12条の2の2第2項各号に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第3項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第21条の2の4第1項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第33条の2第1項中「非課税上場株式等管理契約」という。)の右に「又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。))」を、「規定する非課税口座内上場株式等」の右に「(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。))」を加え、「同条第5項第1号」を「同法第37条の14第5項第1号」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、同条第2項中「非課税口座」を「、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。))又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。))」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の右に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあつた」の右に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第33条の3第2項中「同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）を「同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同項第4号に規定する継続管理勘定（以下この項において「継続管理勘定」という。）に、「の払出しがあった未成年者口座」を「の払出しがあった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）に、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中兵庫県税条例附則第11条の2第1項の改正規定 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第1条中兵庫県税条例第18条第1項、第18条の2、第18条の3第1項（第2号及び第3号を除く。）及び第2項並びに附則第9条の4の2第1項、第2項第2号及び第4項、第9条の5、第9条の7第2項第1号、第26条の3第1項、第27条第1項第1号、第28条第1項、第29条第1項第1号及び第2号、第30条第1項第1号及び第2号、第31条第1項及び第2項、第32条第1項、第32条の2第1項並びに第34条第1項の改正規定、同条例第34条の2の次に1条を加える改正規定、同条例第34条の3第3項の改正規定（「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める部分を除く。）並びに同条第5項の改正規定（「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める部分を除く。）並びに次条第2項の規定 平成30年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第6条及び第8条の規定 平成30年4月1日
- (4) 第2条中兵庫県税条例第179条第1項並びに附則第6条第1項及び第2項、第33条の2第1項及び第2項並びに第33条の3第2項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成31年1月1日
（県民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第18条第1項、第18条の2並びに第18条の3第1項（第2号及び第3号を除く。）及び第2項並びに附則第9条の4の2第1項及び第4項、第9条の5、第9条の7第2項（第1号に係る部分に限る。）、第26条の3第1項、第27条第1項（第1号に係る部分に限る。）、第28条第1項、第29条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第30条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第31条第1項及び第2項、第32条第1項、第32条の2第1項、第34条第1項、第34条の2の2並びに第34条の3第3項及び第5項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する新条例第25条の2の規定により課する所得割に係る徴収金について適用する。
- 4 施行日から前条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第10条の規定の適用については、同条中「指定都市に係る」とあるのは、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下この条において「指定都市」という。）に係る」とする。
- 5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下この項において「指定都市」という。）に係る平成28年度分及び平成29年度分の県民税の所得割（兵庫県税条例第25条の2の規定により課する所得割を除き、前条第2号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例第18条第1項に規定する税率に係る部分に限る。）に係る徴収金の額（同年度又は平成30年度に払い込まれる収入額のうち、改正法附則第5条第7項に規定する政令で定めるものに限る。）については、その額の2分の1に相当する額を、改正法附則第5条第7項に規定する政令で定めるところにより、当該指定都市に対し、交付する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する

人」を「11,953人」に、「928人」を「927人」に、「19,690人」を「19,639人」に改める。

附則第4項中「390人」を「415人」に、「30人」を「40人」に、「45人」を「65人」に改める。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第2条 企業庁職員定数条例(昭和41年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「176人」を「171人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「6,207人」を「6,281人」に改める。

附則第3項中「65人」を「70人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「を除く。」の右に「うち次の各号に掲げる者の」を加え、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を削り、「731,000円」を「734,000円」に改め、同項第1号中「100分の4.2」を「100分の2.8」に改め、同項第2号中「100分の3.6」を「100分の2.4」に改め、同項第3号中「100分の2.4」を「100分の1.6」に改め、同項第4号中「100分の1.6」を「100分の0.9」に改め、同項第5号中「100分の1.4」を「100分の0.7」に改め、同項第6号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を削る。

附則第5条の表100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款役職加算割合が100分の20である職員の項中「100分の35」を「100分の30」に改め、同款役職加算割合が100分の15である職員の項中「100分の30」を「100分の23.3」に改め、同款役職加算割合が100分の10である職員(管理職手当を受ける職員に限る。)の項を削り、同表100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款中「100分の40」を「100分の35」に、「100分の36.7」を「100分の30」に、「100分の30」を「100分の20」に改める。

附則第6条中「3分の1」を「6分の1」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「、職員の」の右に「うち次の各号に掲げる者の」を加え、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を削り、同項第1号中「100分の4.2」を「100分の2.8」に改め、同項第2号中「100分の3.6」を「100分の2.4」に改め、同項第3号中「100分の2.4」を「100分の1.6」に改め、同項第4号中「100分の1.6」を「100分の0.9」に改め、同項第5号中「100分の1.4」を「100分の0.7」に改め、同項第6号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を削る。

附則第5条の表100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款役職加算割合が100分の20である職員の項中「100分の35」を「100分の30」に改め、同款役職加算割合が100分の15である職員の項中「100分の30」を「100分の23.3」に改め、同款役職加算割合が100分の10である職員(管理職手当を受ける職員に限る。)の項を削り、同表100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款中「100分の40」を「100分の35」に、「100分の36.7」を「100分の30」に、「100分の30」を「100分の20」に改める。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項から第6項までを削る。

附則第7項中「100分の6」を「100分の4」に、「100分の15」を「100分の10」に、「100分の12」を「100分の8」に改め、同項を附則第4項とする。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。



附属機関設置条例及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

附属機関設置条例及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項から第17項までを削り、附則に次の 2 項を加える。

(国民健康保険運営協議会の設置)

4 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、平成30年 3月31日までの間、知事の附属機関として国民健康保険運営協議会を置く。

(補則)

5 前項の国民健康保険運営協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

(国民健康保険運営協議会の委員の報酬及び費用弁償)

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）附則第 4 項の規定に基づき設置された国民健康保険運営協議会の委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。

委員の区分	報酬の額	
会長	日額	15,500円
委員	日額	12,500円

6 前項の国民健康保険運営協議会の委員には、職務を行うために要する費用の弁償として、職員等の旅費に関する条例中 8 級の職務にある者相当額の旅費を支給する。

7 附則第 5 項の国民健康保険運営協議会の委員に係る報酬及び費用弁償の支給方法については、第 4 条、第 5 条、第 7 条から第 9 条まで及び第11条並びに附則第 4 項の規定の例による。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。ただし、第 1 条中附属機関設置条例附則第 4 項から第17項までを削る改正規定は、公布の日から施行する。



兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 13 号

兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(児童心理治療施設)」に改め、同条中「軽度の情緒障害を有する」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった」に、「その情緒障害を治すため情緒障害児短期治療施設」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として

行うため児童心理治療施設」に改める。

第 6 条第 1 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 心理に関する治療

別表情緒障害児短期治療施設の部中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1 日から施行する。



太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第14号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等（太陽光発電施設等の設置及び管理をいう。以下同じ。）に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設等 太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置されるものを除く。）その他これに類する施設で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 事業区域 太陽光発電施設等の用に供する土地の区域をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、第 6 条第 1 項に規定する施設基準が遵守され、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう市町の意見も踏まえた総合的な調整を行うものとする。

(市町の責務)

第 4 条 市町は、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう地域において必要な調整を行うものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第 5 条 設置者（太陽光発電施設等を設置する者をいう。以下同じ。）及び管理者（太陽光発電施設等を管理する者をいう。以下同じ。）は、関係法令等を遵守するとともに、県及び市町が行う太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な調整に協力しなければならない。

- 2 設置者は、太陽光発電施設等を設置するに当たり、太陽光発電施設等が地域環境に及ぼす影響を考慮し、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならない。
- 3 管理者は、地域環境との調和に支障を生じさせないように太陽光発電施設等の適切な管理に努めなければならない。

(施設基準)

第 6 条 知事は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を定めるものとする。

2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 太陽光発電施設等と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項
- (2) 太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 太陽光発電施設等の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第 1 項の規定により施設基準を定めたときは、当該施設基準を告示しなければならない。

(事業計画の届出)

第7条 設置者（第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。）は、太陽光発電施設等（事業区域の面積が5,000平方メートル以上の太陽光発電施設等に限る。第12条、第15条第2項、第16条及び第17条を除き、以下同じ。）の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「設置工事」という。）をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者及び管理者（第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 設置工事の設計
- (5) 太陽光発電施設等の管理の方法（太陽光発電施設等の廃止後において行う措置を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置工事の着手予定日等の変更」という。）をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。

- (1) 前項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 前項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置者の氏名等の変更」という。）をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならぬ。

- (1) 第2項第1号又は第5号に掲げる事項
- (2) 第2項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項
（近隣関係者への説明）

第8条 設置者は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をする前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

（工事完了の届出）

第9条 第7条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（増設等工事の届出等）

第10条 第7条から前条までの規定は、設置工事の完了後において設置者又は管理者が太陽光発電施設等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「増設等工事」という。）をしようとする場合について準用する。

2 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

（廃止の届出）

第11条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第12条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

（指導又は助言）

第13条 知事は、第7条第1項、第3項若しくは第4項若しくは第9条（第10条第1項においてこれらの規定

を準用する場合を含む。)、第10条第2項又は第11条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が施設基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、前条の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該報告をした設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 知事は、前2項の規定による指導又は助言をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(勧告及び公表)

第14条 知事は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

(1) 第9条(第10条第1項において準用する場合を含む。)又は第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の規定による指導に従わないとき。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)は、太陽光発電施設等の設置等しようとするときは、第7条及び第9条から第11条までの規定の例により、必要な事項を知事に通知するものとする。

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(届出等をすべき太陽光発電施設等の事業区域の特例)

第16条 知事は、地域の特性を踏まえ、太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域について、関係市町長の意見を聴いて、第7条から第11条まで、第13条から前条(第2項を除く。)まで、第19条及び第20条の規定が適用される事業区域の面積の下限を1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の範囲内において別に規則で定めることができる。

(条例の適用除外)

第17条 太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、これにより良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第7条第1項、第3項若しくは第4項(第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)

若しくは第10条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、附則第5項から第7項までの規定及び附則第9項中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)本則の表83の部の次に同表83の2の部を加える改正規定(同部事務の欄(9)に係る部分に限る。)は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項(第10条第1項において準用する場合及び第15条第1項においてその例による場合を含む。)

の規定は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。

- 3 第10条第2項（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更について適用する。
- 4 第11条（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等の廃止について適用する。
- 5 設置者又は管理者は、施行日前においても、第7条第1項、第3項又は第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、この条例の規定の適用については、これらの規定による届出をした者とみなす。
- 6 国等は、施行日前においても、第15条第1項の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に通知することができる。この場合において、当該通知をした国等は、この条例の規定の適用については、同項の規定による通知をした国等とみなす。
- 7 平成29年9月30日までの間に設置工事又は増設等工事に着手する場合における第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び附則第5項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第8条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない」とあるのは「当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該設置工事に着手する日の30日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を知事に届け出なければならない」と、第8条第1項中「前条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をする前に」とあるのは「設置工事をしようとする場合にあっては前条第1項の規定による届出に係る設置工事に着手する日の30日前までに、設置工事の着手予定日等の変更をしようとし、又は設置者の氏名等を変更した場合にあっては同条第3項又は第4項の規定による届出をする前に」とする。
- 8 第19条及び第20条の規定は、平成29年10月1日以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 9 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
本則の表83の部の次に次のように加える。
83の2 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例等に基づく事務

事務	市町
太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下この部において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第7条第1項、第3項及び第4項並びに第9条（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第10条第2項並びに第11条の規定による届出の受理に関する事務（条例第16条の規定による事業区域の面積の下限を定めた区域におけるものに限る。（2）から（8）までにおいて同じ。） (2) 条例第12条の規定による報告の徴収に関する事務 (3) 条例第13条第1項及び第2項の規定による指導及び助言に関する事務 (4) 条例第13条第3項の規定による意見の聴取に関する事務 (5) 条例第14条の規定による勧告及び公表に関する事務 (6) 条例第15条第1項の規定による通知の受理に関する事務 (7) 条例第15条第2項の規定による報告の徴収に関する事務 (8) 条例第15条第3項の規定による要請に関する事務 (9) 条例の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの（条例第16条の規定による事業区域の面積の下限を定めた区域におけるものを除く。）	各市町



教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第15号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表 2 の項市町の欄中「各市町」の右に「(神戸市を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1 日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第16号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「18, 110人」を「13, 723人」に、「10, 437人」を「7, 824人」に、「8, 408人」を「8, 278人」に、「3, 908人」を「3, 305人」に、「40, 863人」を「33, 130人」に改める。

附則第 2 項中「465人」を「295人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1 日から施行する。



兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第17号

兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(6) 兵庫県地域創生整備事業

第 1 条の 2 中「及び兵庫県企業資産運用事業」を「、兵庫県企業資産運用事業及び兵庫県地域創生整備事業」に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

7 兵庫県地域創生整備事業は、地域創生（兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第 4 号）第 1 条に規定する地域創生をいう。）に資する事業のうち、市町と協定して行う産業拠点の整備に関する事業及び健康福祉、都市再生等の施設の整備等に関する事業並びにこれらに附帯する事業を行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1 日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第18号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立光風病院の項中「兵庫県立光風病院」を「兵庫県立ひょうごこころの医療センター」に改め、同条第3項の表兵庫県立尼崎総合医療センターの款内科の項中「血液内科 糖尿病・内分泌内科」を「小児神経内科 血液内科 小児血液・腫瘍内科 糖尿病・内分泌内科 新生児内科」に改め、同款外科の項中「脳神経外科」を「脳神経外科 小児脳神経外科」に改め、同表兵庫県立西宮病院の款内科の項中「血液内科」を「血液内科 糖尿病・内分泌内科 腫瘍内科」に改め、同款外科の項中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改め、同款上記以外の診療科目の項中「小児科」を「リウマチ科 小児科」に、「放射線科」を「放射線診断科 放射線治療科」に改め、同表兵庫県立光風病院の款病院名の欄及び診療科目の欄を次のように改める。

兵庫県立ひょうごこころの医療センター	内科	内科
	外科	脳神経外科
	上記以外の診療科目	精神科 児童思春期精神科 老年精神科 歯科

第2条に次の1項を加える。

- 4 兵庫県立粒子線医療センターに附属診療所を置き、その名称、位置及び診療科目は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科目
兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町1丁目	放射線治療科 小児放射線治療科 麻酔科

第3条第1項中「除く」を「除き、附属診療所を含む」に改める。

附 則

この条例中第2条第2項の表及び同条第3項の表の改正規定は平成29年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において管理規程で定める日から施行する。